

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月2日(月)午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 46(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨	10番	清家 儀三郎
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘		
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子		
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示

4. 欠席委員(3名)

農業委員

最適化推進委員 6番 岡山 正喜 10番 河野 秀雄
 23番 伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

 20番 山本 一也 21番 若藤 寿治

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地法第4条・5条許可について
報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第6号 農地転用確認交付申請書について
(令和8年1月16日～令和8年2月13日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」
 （案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長 梅崎 裕文 次長兼管理係長 中島 慶和
 農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳
 一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

 農林課課長 二宮 貴紀 農林課課長補佐 山口 芳彦

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員24名、農地利用最適化推進委員20名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和8年3月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、岡山委員、河野秀雄委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に山本一也委員、若藤寿治委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

説明の前に議案の訂正が2件ございます。まず、総会議案1ページをご覧ください。議案1ページ、農地法第3条の3の規定による届け出についての番号について、番号182から始まっておりますが、3段目以降の番号を誤っております。3段目、番号158となっておりますけれども、そこが184でございまして、以下、続きまして2ページ目の最後の番号が203となります。誤っておりますので、訂正させていただきます。

次に、総会議案4ページ目をお開きください。議案4ページ、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認についてでございますが、このうち番号125の現況地目についてですが、現況地目田となっておりますが現況は畑でございます。現況地目を畑に訂正いただきますよう、お願いいたします。訂正は以上でございます。

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は8件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《上谷委員》

失礼します、123番、124番について説明します。◇◇◇◇君と◇◇◇◇さんとの所有権移転と、◇◇◇◇君と◇◇◇◇さんとの賃貸借権設定となっております。◇◇◇◇君はとても熱心に農業に取り組まれておりますので、何ら問題ありません。

《松浦委員》

125番について説明します。◇◇◇◇さんは、名古屋の方に在住で、ちょっともう、畑とか耕作できないということで耕作者を探しておりましたら、◇◇◇◇さんが近所の方で、所有権移転という形で耕作することになりました。◇◇◇◇君は兼業農家ですが、農業熱心に取り組まれておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

126番について説明します。◇◇◇◇さんは、自家消費のため◇◇◇◇さんの土地を所有権移転して耕作する、という申請です。◇◇◇◇さんは野菜作りの経験もあり、また、農業に取り組む姿勢も前向きで、問題ありません。以上です。

《上甲委員》

127番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を、引き続き◇◇◇◇さんが耕作するものです。◇◇◇◇さんは高齢ですが、元気に農業に取り組んでおられま

すので、問題ありません。

《宮河委員》

128番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、自家消費のために新規に農業をされる方で、◇◇◇◇さんの農地を譲り受けて耕作するという申請です。◇◇◇◇さんは県外在住で耕作は不便でした。農地は◇◇◇◇さんの家に隣接しており、利便性も良く、何ら問題ありません。

《山口委員》

それでは、129番について説明をします。◇◇◇◇さん、昨年お父さんが亡くなられて、お父さん夫婦が熱心に作っていたんですけど、◇◇◇◇さんは会社員でもあり耕作が難しいということで、◇◇◇◇さんにどうも購入してくれんかという申し入れをして、話がまとまったようです。◇◇◇◇さん高齡ではありますけれども、熱心にしておりますし、息子さんもおられるので、問題はないと思います。

《船田委員》

130番について説明します。これは、◇◇◇◇さんは市外在住のために耕作ができないということで、耕作者を探していました。それで、◇◇◇◇さんという人が耕作するというので話がまとまり、所有権を移転するという事です。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、自己駐車場が1件、貸事務所、貸倉庫、貸駐車場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、7番、8番について説明いたします。7番について、まずご説明いたします。

◇◇◇◇さんは不動産業をされており、そちらの所有農地を駐車場にする、という申請でございます。こちらの案件につきましては、2月26日、会長をはじめ関係者にて、現地調査を行っております。

なお、当日私の方は日程が合わなかったため、別日に確認をしております。この土地につきましては、既に手をかけられており、違反転用状態にはなりますが、始末書も提出されております。また、現地調査の時に、今後このようなことがないように指導しており、問題はないと思います。

続きまして、8番について説明をいたします。◇◇◇◇さん所有の農地を、自らが経営する建設会社への貸事務所、貸駐車場、自動車販売会社への貸倉庫敷地にする、という申請です。こちらの案件につきましても、2月26日、会長をはじめ関係者にて、現地調査を行っております。

なお、私の方は都合が合わなかったため、別日に確認をしております。この土地につきましても、申請者が相続した時点ですでに手をかけられており違反転用状態にはなりますが、始末書も提出されております。農地管理について、適正な処理をしたということで、追認許可申請であり、内容についても問題はないと考えております。以上です

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、一般個人住宅が1件、農林漁業施設が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《高木委員》

23番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、この二人は身内でして、令和5年に家を建てるために申告をして家は建てたんですが、その周りも、本人は入ってると思ったらしいんですけど、実際は、そこの部分は申告されてなかった。それで、家の周り、草が生えたらいけないということで、草を防ぐためのシートを貼ったんですけど、後から気が付いて、今度、この度、申告されたということです。

それで、26日に会長ともども現場確認をしまして、始末書も提出されておりますので、大丈夫やないかなと思います。

《松浦委員》

24番について説明します。◇◇◇◇さんは名古屋在住で、もうこちらにおられんですが、土地の処分を検討しとったところ、◇◇◇◇さんが近所で、所有権移転ということで、話がまとまりました。

ここは畑ですが、倉庫が、小さい倉庫が元々建つとるんですが、つぎ足しつぎ足し倉庫を建てられたようで、ちょっと規定オーバーするということで、今度許可申請が出ておりました。

26日に、会長と事務局の方調査に来られまして、近隣の畑とか田んぼには特に害がないということで、特に問題ないということでございました。以上でございます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われまます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より、農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号9、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。既に非農地現況証明願が提出済みとなっております。10ページに位置図を添付しております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。番号9についてご説明します。農用地区除外申請の件でございます。

ここは20年以上耕作しておらず山林化しており、今後も農地として復旧の予定はないということから、山林への地目変更のための非農地証明願が提出されています。

この件につきましては、事務局が事前調査を行ったところ、申請地への道も雑木が生えており、現地へ行くことが困難であったため、2月3日に会長、代行、事務局の皆様と書面による確認を行っております。

周りは既に山林で、他の方が耕作している農地もないということで、特に問題ないと判断します。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 多 数)

《 会 長 》

はい。挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして12ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が20,893.00㎡、畑が9,212.00㎡、樹園地が12,656.00㎡、合計42,761.00㎡となっております。所有権移転は、樹園地が10,148㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

244番について説明させていただきます。これは、元基盤法からの満了更新でございます。◇◇◇◇さんは農地所有の適格法人でもあり、何ら問題ありません。

また、現地も確認しましたが、今、申請の通りハウスを建てて、中で、種苗、苗の生産をしておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

《清家委員》

はい、失礼します。245番です。借り手の◇◇◇◇君、これは◇◇の生産組合、稲作りをしている生産組合の◇◇さんでございます。貸し手となる◇◇◇◇は、土地は宮地といひまして、お宮が所有する田んぼでございます。これを◇◇◇◇が、◇◇◇◇というか◇◇◇◇が、統括しているということでございまして、宮地となる800㎡ぐらいの田んぼを◇◇◇◇が請負って作る、ということで全然問題はないと考えております。以上です。

《氏原委員》

246番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《小清水委員》

247番、248番について説明いたします。どちらも基盤法からの更新案件でございます。247番、◇◇◇◇さんは高齢でございまして、息子さんも農業をやっておりますが、樹園地、みかん山の方も大変広いということで、田まで手が回らんとということで、◇◇◇◇に委託をしております。

248番につきましては、◇◇◇◇君、市役所職員でございまして、農業の方はしておりません。そういう関係で、◇◇◇◇がこれまでも耕作をしておりました。何ら問題はございません。以上です。

《加賀山委員》

河野委員欠席のため、代わって説明いたします。249番です。◇◇◇◇さんは高齢のため、耕作してくれる人を探していましたが◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業に取り組まれており、何ら問題ありません。

250番についても、説明いたします。◇◇◇◇さん73歳、高齢のため耕作してくれる人を探していましたが◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

続きまして、251番について説明いたします。この農地は、当時◇◇◇◇さんの所有で、機構関連事業として法花津地区の再編復旧工事を行っており、現在、耕作者でもある◇◇◇◇さんへの所有権移転の手続きのため、解約しておりました。今回、所有権移転の手続きが完了したので、再度設定しようとするものです。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《上谷委員》

252番について説明します。◇◇◇◇所有の、これ190㎡ほどしかないんですが、狭いので、隣接する◇◇◇◇さんに耕作を依頼しました。◇◇◇◇さん、熱心に農業されとるので、問題ありません。

《上甲委員》

253番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは、元気に農業に取り組んでおられますので問題ありません。

《竹葉委員》

254番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは8年前、会社を退職された後、真面目に農業に取り組まれており、問題ありません。

255番、256番、257番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの届け出農地を、全て◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは兼業農家でしたが、1年前の会社退職後は農業に専念され、経営拡大にも積極的であり、何ら問題ありません。以上です。

《高木委員》

258番、それから259番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、家は三間出身で、まだ家は建つとるんですけど、今のところ神奈川県に行かれておまして。相続人もこちらにおられないということで、耕作はできないということで、◇◇◇◇さんが代わりに作るということで、やられております。◇◇◇◇さん、若いんですけど専業農家で、広い範囲、いろいろやられておまして、問題ないと思います。

259番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、まだそんな年じゃないんですけど、ちょっと体の故障がありまして、ようやらないということで、元JAの職員だった◇◇◇◇さんが、そのつき合い上でやってくれんか、ということで引き受けたということで、問題ないと思われまます。

《加賀山委員》

14番について説明いたします。河野秀雄さんに代わって説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢のため、耕作してくれる人を探していましたが、所有権の移転という形で、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業されており、何ら問題あ

りません。

《井上惣一委員》

15番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇君への所有権移転です。◇◇◇◇さん、ご両親が亡くなりまして本人さんも勤めていますので、耕作ができないということで◇◇◇◇君が耕作する、ということになりました。真面目に農業していますので、問題ありません。

《若藤委員》

16番から19番について説明いたします。今まで、それぞれ耕作していた土地を、今回所有権移転ということで話がまとまりました。16番の◇◇◇◇さん、17番の◇◇◇◇さん、18番◇◇◇◇さん、19番◇◇◇◇さん、それぞれ地元で熱心に農業されており、何ら問題はございません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

《土居委員》

20番。

《 会 長 》

すみません、失礼いたしました。

《土居委員》

すみません、20番について説明します。今までですね、賃貸借の利用権設定で行っていたものを話がまとまり、所有権移転の運びとなりました。全く問題ないと思います。

《 会 長 》

はい、失礼いたしました。担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、若藤寿治委員、舩長大委員、森崎正委員の退室を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって、議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。若藤委員、舩長委員、森崎委員の入室を認めます。

続いて、議案第6号農業経営基盤強化促進法法律第19条第6項の規定による地域計画の変更（案）に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書22ページをご覧ください。議案第6号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更（案）について意見を求められたものです。

変更しようとする地区は議案書のとおりとなっております。具体的な内容は農林課より説明をお願いします。

《山口補佐》

はい、失礼いたします。今回地域計画の変更について、その内容について説明をさせていただきます。それでは、A3の、この用紙があると思うんですけど、これで説明の方をさせていただきます。

まず、1ページ目です。変更地域名は元町、吉田中組です。この分はですね、野村ダムを水源とした畑かん施設がございます。主に散水をする施設なんですけども、その分が25年以上、施設自体が経っていますので、老朽化してるということで、今回更新の工事をする予定となっております。

その工事内容といたしましては、電磁弁とか空気弁とか、制水弁、弁類の更新になります。その事業実施に伴ってですね、実施計画というのを立てております。その内容といたしまして、元町が、受益面積59ヘクタール、受益戸数67戸、関係地番、地目で868筆。吉田中組、これが受益面積で31ヘクタール、受益戸数が54戸、関係筆数が386筆となっております。この分が地域計画とリンクしないと、ちょっと推進、事業推進に支障を来しますので、今回、これに沿った変更をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。変更の地域名は、宇和島大内、来村、石応、白浜、鶴間、惣代、検校谷、法花津、白浦、引地雪森、小名、蔭竹城下、三間、岩淵。

変更理由といたしましては、新規就農者育成総合対策のうち、経営開始資金、担い手総合支援事業の交付対象者を、地域計画に位置づけるためでございます。これ、交

付要綱に載っておりますので、そのための位置づけとなります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。変更地域名ですが、板の浦、中浦、惣代、立目、東蓮寺谷、法花津、白浦でございます。

理由といたしまして、農地中間管理事業によります所有権移転に関する情報をですね、地域計画に反映するため、ここで地域計画の区域外63筆について、これを地域計画に載せようとするものです。

最後に4ページ目になりますが、地域名は三間でございます。

変更内容といたしまして、非農地の部分をですね、地域計画から除外するものでございます。三間町是延に所在する85番4、90番、957番1の田畑3筆についてですね、20以上前から農地として耕作なされてないことから、非農地証明取扱要領おける、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し雑木等が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難なものに該当いたします。

それで、農業委員さんの現地調査によってですね、確認されたため、今回、地域計画から除外するものでございます。

以上で、変更の内容の説明を終わらせていただきます。

ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

《 会 長 》

意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって、議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。

先ほどの議案の中でですね、農業委員さんが、私達の現地調査の折に出席されない、ということがございました。その理由はですね、この現地調査の資料が現地調査の前日の夕方にしか届かなかった、という理由でございます。

総会の日程を遅らすということもそうでございますが、郵便局の配達というのが非常に時間がかかっております。今般も、木曜日に出したものが水曜日に届くというこ

とで、非常に時間がかかっておりますので、これはもう郵便局を使っておるという理由でございまして。総務部長の方には私の方から、郵便局以外、今、宅急便もメール便というのがございまして、そういうふうな対応ができないか、ということを申し入れております。

まだ、結論は出ておりませんが、非常に皆さんにはご迷惑をかけるということで、事務局の方もですね、連休を挟む時にはその対応を十分にしていこう、ということですが、また、遅ければメールを使うなり、その他の手段で皆さん方にはご迷惑がかからないような日程調整をしたい、というふうにも思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

以上で令和8年3月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
